

# 常磐大学および常磐短期大学における障がいのある学生への支援に関する基本方針

制定 2022年1月14日教学会議

## 1 目的

この基本方針は、常磐大学および常磐短期大学（以下「本学」という。）において、「障害者基本法」（昭和45年法律第84号）および「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）に則して、障がいのある学生を受け入れ、修学上の支援を適切に行うために必要な事項を定めるものとする。

## 2 定義

この基本方針において、障がいのある学生とは、本学の入学希望者または学生のうち、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。）がある者であって、障害および社会的障壁により、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。

## 3 受入れおよび支援に係る方針

本学は、入試、授業、課外活動、キャリア形成、学内行事への参加等、教育研究に関する事項において、障がいのある学生に修学上の差別や不利益が生じないように配慮する。

本学は、障がいのある学生が支援を必要としている旨の意思を表明したときは、その意思を踏まえて適切に対応する。

## 4 支援実施体制

本学は、障がいのある学生への支援を実施するにあたり、学長の監督のもと全教職員が責任をもって適切に対応する。

本学は、障がいのある学生への支援を適切に行うための支援体制の確保に努める。具体的支援を円滑かつ適切に実施するために、学生相談委員会を設け、支援内容の検討およびこれに伴う関係部局間の調整を推進する。

## 5 相談体制

本学は、障がいのある学生およびその家族や関係者からの支援に関する相談、障がいを理由とする差別等に関する相談や要望に対応するための窓口を設ける。

## 6 研修機会

本学は、教職員に対し、障がいのある学生への支援の充実に資するための研修を実施する。

## 7 情報公開

本学は、障がいのある学生の受入れおよび支援に関する方針について情報公開に努める。

### ※「障害」の表記について

法令等に準拠する場合は「障害」を用い、それ以外の場合は「障がい」を用いる。